調查情報

2013年7月号 №39

筑波総研株式会社

1. 産業レポート

地方自治体における「地域ポイント制度」の新展開

【産業レポート】

地方自治体における「地域ポイント制度」の新展開

熊坂 敏彦

(筑波総研 主席研究員)

目次	
はじめに	1
1. 「地域ポイント」とは	1
2. 全国の自治体による「地域ポイント制度」の取組み	3
3. 笠間市の「地域ポイント制度」導入プロセス	6
4. 今後の課題と可能性	8

■はじめに

この10年間、「地域ポイント制度」を導入する地方 自治体が広がってきた。これは、時代の変化に対応し た地方自治体の革新的な取組みの一つと見ることがで きる。すなわち、「地域ポイント制度」は、民間企業 がマーケティング手法として活用してきた「ポイント 制度」を応用したものであるが、その目的は、21世紀 に我が国が抱える構造問題である「少子高齢化問題」、 「環境・エネルギー問題」、「グローバル化に伴う地域 産業問題 |「地方財政問題 |等の諸問題をはじめとして、 それぞれの地域が抱える「地域コミュニティ問題」を 解決するために、市民の参加を促しながら行政と市民 が一体となって取組まれているものが多い。地方自治 体が取組んでいる「地域ポイント制度 | を大別すると、 ①介護支援、②健康促進·長寿支援、③環境保全·省 エネルギー、④地元産品購入促進、⑤社会活動・市民 活動支援の5つになる。それらは、まさに、上記のよ うな諸問題解決への取組みそのものである。そこで、 本稿は、「地域ポイント制度」の概要を整理し、全国 の地方自治体が取組んでいる主な事例を紹介し、今後 の課題と可能性を探るものである。

本調査のきっかけは、茨城県笠間市が「笠間市地域 ポイント制度」を導入するに際して、平成23年7月よ り1年間、同市より筆者に対して「笠間市地域ポイン ト制度検討協議会」の検討委員として参加要請があり、 その会合に参加することを通じて「地域ポイント制度」 について学ぶ機会に恵まれたことであった。本稿で取 り上げる事例は、平成25年4月より本格始動に至った 「笠間市地域ポイント制度」をはじめ、平成25年6月10

日~14日に電話ヒヤリングをさせていただいた全国30 数自治体の事例を中心にしている。この場を借りて、 笠間市の関係者をはじめ電話ヒヤリング調査に応じて いただいた全国の自治体の関係者や「地域ポイント制 度 | 推進者の皆様方に厚く御礼申し上げたい。

■1. 「地域ポイント」とは

(1) 「ポイント制度」について

「ポイント制度」(「ポイントサービス」)は、消費者 が支出する購入金額あるいは来店回数等に応じて、一 定割合の点数 (ポイント) を還元し、一定量がたまれ ば相応のモノ・サービスと交換することができるとい うものである。商店等で買い物をすると購入金額に応 じて「引換券」「シール」「スタンプ」「ICカードへの 記録」等によって「ポイント」が得られ、消費者はそ れをモノやサービスや割引等に換えることができる。 そして、「ポイント制度」は、「マーケティングデータ としての活用 | 「優良顧客の囲い込み | を目的として 拡大してきた。

野村総合研究所の調査(2013年5月10日)によると、 家電量販店、クレジットカード、携帯電話、ガソリン、 総合スーパー、航空、コンビニエンスストア等、国内 11業界の2011年度のポイント・マイレージ年間発行額 は、少なくても9,772億円以上になっていると推計さ れている。そして、今後も拡大が続き、2013年度には 1兆円を超え、2017年度には1兆8,000億円程度の規模 になると予測している。また、矢野経済研究所の調査 (「ポイントサービス市場に関する調査結果2011」) に

よれば、消費者一人当たりのポイントカード所有枚数 は9.9枚、携帯枚数は6.3枚で、増加傾向にあるという。 そして、買い物をする際にポイント付与を意識して買 い物をしているポイントカード所有者は8割以上を占 め、ポイントサービス展開企業の98%がポイントサー ビスが顧客囲い込みに有効に機能していると感じてい るという。まさに、われわれは「ポイント制度」にどっ ぷりと浸かりこんでいるようだ。最近では、お墓参り をするたびにポイントが付くカードや、小中学生の通 う学習塾で「通塾ポイント」や模擬テストの成績上位 者にポイントが加算されるカードまで発行されている という。

「ポイント」は、「貨幣」に近い、「補完通貨」の一 つと見ることもできる。というのも、「ポイント」は、「貨 幣」がもつ「価値尺度機能」、「価値交換機能」、「価値 蓄蔵機能」の3つの機能を持っているからである。そ して、「ポイント」は、発行主体の違いによって、① 大企業が発行する「マイレージ・ポイントサービス」、 ②個人商店・中小企業・商店会等が発行する「ポイン トサービス」、③地方自治体や公共部門が発行する「ポ イントサービス」(「地域ポイント制度」) に分けられ る (表1)。もともと、①や②のように民間企業の販 売促進手法として、「値引き」や「顧客囲い込み」の 手段として使われてきたが、その後、消費行動だけで なく消費外行動にも、発行主体では民間部門のみなら ず公共部門でも使われるようになり、本稿で見るよう に、ボランティア活動や環境保全活動の奨励、被災地 や市民活動推進団体等への寄付等を含んだ③「地域ポ イント制度」が注目されるようになった。

(表1) 貨幣・ポイントサービスの分類

	民間部門が発行	公共部門が発行
大規模	①大手企業のマイレージ ポイントサービス	日本銀行の中央銀行券
小規模	②中小企業の ポイントサービス	③地域通貨 地域ポイント制度

(2) 「地域ポイント制度」の特徴

「地域ポイント制度」は、「地域通貨」の一形態と見 ることができる。「地域通貨」とは、「ある特定の地域、 コミュニティの範囲に限り流通するお金」(嵯峨生馬 氏)と定義されており、我が国では1999年ごろから流 通が始まったと見られている。最近においては、全国 で休止中のものも含めて600以上の「地域通貨」があ るといわれている。

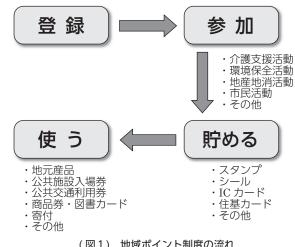
表1で示したように、発行主体と発行(流通)規模 で分類すると、「地域通貨」や「地域ポイント」は、 都道府県や市区町村など公共部門が発行主体であり、

その規模も国が発行する貨幣(日銀券)や大手企業が 発行するポイントサービスに比べると小規模である。 ところが、「地域通貨」や「地域ポイント制度」が画 期的なことは、地域経済の活性化、地産地消の促進、 協働社会の実現、ボランティア活動の促進等を目的に しており、地方自治体が掲げる様々な政策目標を実現 するための手段として利用され、介護支援活動、健康 促進活動、環境活動、ボランティア活動、市民活動等 これまでは経済取引に馴染まなかったモノ、サービス、 さらに善意の対価として用いられていることである。

「地域通貨」の中には、1997年ごろに、当時通商産 業省の課長をしていた加藤敏春氏が提唱した「エコマ ネー」も含まれる。「エコマネー」は、「地域通貨」の 特性の中で特にボランティア機能の側面を強調したも のと言われている。加藤氏は、「エコマネー」につい て、「環境、福祉、地域コミュニティ、教育、文化な どに関する多様な価値を媒介する、21世紀の『新しい お金』です。従来の市場経済の尺度でははかれない価 値を、その多様性を評価したうえで、流通させるもの です。エコマネーで流通する価値の値段を決める基準 は、その価値を受領した人の『感謝の気持ち』を反映 できるように、それぞれの取引ごとに、相対する人と 人とが決めます」(加藤敏春「エコマネーの世界が始 まる」講談社20頁)と書かれている。「地域ポイント 制度」は、既述のように、「地域通貨」の範疇に入り、 その一形態とみなされるが、特に「エコマネー」とし て規定された内容を多く含んだものと見ることができ よう。

(3) 「地域ポイント制度」の基本的な仕組みと類型化

「地域ポイント制度」の流れは、図1の通りである。 まず、市民は地方自治体などが作った「ポイントプロ グラム」に登録をする。次に、介護支援活動、環境保 全活動、地産地消活動、社会活動・市民活動など、い



(図1) 地域ポイント制度の流れ

ろいろなプログラムから自分の参加するものを選んで 参加する。プログラムに参加する際に、主催者から手 帳などにスタンプを押してもらったり、シールを受け 取ったり、ICカードを端末にタッチしたりすること によって、ポイントを受け取り、貯める。ポイントが 貯まったら、ポイント利用メニューの中から、地元産 品、公共施設入場券、公共交通利用券、商品券、図書 カード、寄付等から自分が欲しいものを選び、ポイン トを交換する。

我が国の地方自治体等が実施している主な「地域ポ イント制度」(32事例)を主目的別に分類したものが、 表2である。本稿では、①介護支援、②健康促進・長 寿支援、③環境保全・省エネルギー、④地元産品購入、 ⑤社会活動・市民活動の5分野に分類した。以下、各 分野ごとに全国の自治体の「地域ポイント制度」への 取組みについて概観してみよう。

(表2) 主目的別「地域ポイント制度」一覧

	主目的	主な実施主体
1	介護支援	稲城市、品川区、世田谷区、横浜 市、土浦市、石岡市、町田市
2	健康促進・長寿支援	松本市、袋井市、静岡県、豊岡市、 杉並区、長沼町
3	環境保全・省エネルギー	足立区、中野区、豊田市、駒ヶ根 市、岐阜市、金沢市
4	地元産品購入	長浜市、富山県、矢祭町、青森県
5	社会活動・市民活動	鶴ヶ島市、市川市、逗子市、笠間市、 龍ケ崎市、柏市、福山市、札幌市、 福井県

■ 2. 全国の自治体による「地域ポイント制度」 の取組み

表2で取り上げた32事例について、それぞれの地方 自治体のインターネット・ホームページ公表情報と直 接電話にてヒヤリングを行って得た情報を取りまとめ たものが、末尾に掲載した付表1~5である。

以下、主目的別に分けた5つの分野についてそれぞ れ取組みに至った背景、意義、基本的な仕組み、特徴 的な取組みなどについて、簡単にまとめておこう。

(1) 介護支援(末尾付表1参照)

介護支援ボランティア制度は、高齢化時代に対応し た社会システムの一つであり、介護予防等を目的とし て、65歳以上の高齢者が介護施設等、事業対象(指定) 施設でボランティアをした場合にポイントを付与し、 そのポイントを換金することで実質的に参加当事者の 介護保険料負担を軽減することができるという制度で ある。ボランティア活動参加により介護予防効果、高 齢者のいきがい創出効果なども期待されている。

2005年、稲城市が国に対して制度創設を提案し、そ れを受けて2007年に導入が決定された。厚生労働省 が、「介護保険法」に規定する介護予防事業として実 施することになったもので、全国の自治体に実施を呼 び掛けている。2008年に稲城市が本格実施したのをは じめ、品川区、世田谷区、横浜市、町田市等で実施され、 2012年12月現在で75の自治体が導入している。そして、 今後も増加が見込まれている。茨城県内では、土浦市、 石岡市がすでに導入している。

自治体によってポイントの付与の仕方に多少の差が あるが、1時間のボランティア活動に対して100ポイン ト=100円程度のポイントが付与され、1年分のポイン トをまとめて現金化して参加者の口座に振り込まれる ケースが多い。その場合に換金の年間上限額(5,000 円~8.000円程度)を設定しているところが多いよう である。現金以外に、地域共通商品券での支給や福祉 団体等への寄付も可能としている自治体もある。なお、 本制度は、国が財源支援をしており、財源の内訳は、 介護保険料50%、国負担25%、都道府県負担12.5%、 市町村負担12.5%となっている。

(2) 健康促進(付表2参照)

健康促進ポイント制度は、高齢化時代に対応して、 市民の健康づくりを推進し、医療費支出負担を軽減す ること等を目的にしている。健康ポイント制度は、法 的な根拠に基づくものではなく、各自治体がそれぞれ の政策に基づいて独自に取組んでいる。

松本市は、「健康寿命延伸都市・松本」の創造の一 環として、若い世代から認知症予防対策に取組むとい うユニークな「脳活ポイントプログラム」を20歳以上 の市民を対象に展開している。脳活対象サービスや施 設等を利用してポイントシールを集め応募すると、抽 選で豪華景品が当たる。民間企業や団体と連携を図っ ており、景品等の多くを協賛いただいているという。

静岡県袋井市は、「日本一健康文化都市」の実現を 目指し、2007年から15歳以上の市民を対象に「健康チャ レンジ!すまいる運動」を実施し、その中で「健康マ イレージ制度 | を行っている。静岡県も、2013年より、 ふじのくに健康長寿プロジェクト「健康マイレージ」 支援事業を企画、健康づくりを行った住民に割引サー ビスが受けられる優待カードを発行する等、県内8市 町で実施している。

兵庫県豊岡市は、「スマートウェルネス豊岡構想」 の一環で、18歳以上の市民を対象に「健康ポイント制 度」を行っており、参加者が歩数目標を設定して手帳 に記録し、対象事業参加や対象施設利用でポイントが 得られる。

杉並区の「長寿応援ポイント事業」は、60歳以上の 区民が対象で、地域貢献活動、いきがい活動、区が行 う健康増進・介護予防活動等に参加するとポイントが 交付される。ポイント交換は、8割を区内共通商品券で、 2割を長寿応援ファンドへの寄付でと、ユニークなポイント制度を実施している。

北海道夕張郡長沼町では、2000年より町民の健康づくり推進と住民福祉施策の一つとして町内の福祉センター、温泉、ゴルフリゾートが利用できる「健康づくり助成券」(紙の券)を交付していたが、「住民基本台帳法」に基づき(財)地方自治情報センターが発行管理する「住民基本台帳カード(住基カード)」の多目的利用制度を活用して、電子ポイントシステム「健康ポイントサービス」に変更した。人口12千人の町で4割の町民が「住基カード」を保有しているというのも先進的事例である。

(3) 環境保全・省エネルギー(付表3参照)

環境保全・省エネルギーに係わるポイント制度は、様々なパターンがある。国による「エコ・アクション・ポイント」「家電エコポイント」「住宅エコポイント」といった「エコポイント」事業をはじめ、全国の自治体で様々な「エコポイント」事業が導入されている。すなわち、地球温暖化対策(二酸化炭素排出抑制策)、ごみ減量対策、脱原子力社会に向けた省エネルギー対策と再生可能エネルギー利用促進策、公共交通利用促進策等、地方自治体の様々な部署が主管して様々な「地域版エコポイント制度」が推進されている。

足立区は、環境部ごみ減量推進課が主管して2006年より「あだちエコネットポイントカード」事業を推進している。区内のスーパー46店舗に設置されたペットボトル自動回収機や10店舗に設置された飲料缶自動回収機へのリサイクルに参加すると「あだちエコネットポイントカード」、PASMOやSuicaにポイントが付与され、自動回収機設置店で利用できる買い物券やポイントと交換できるというものである。

中野区は、地球温暖化対策分野という部署が主管となり2011年より「なかのエコポイント」事業を推進している。中野区の二酸化炭素排出量の48%を占めると見られる家庭からの排出量削減促進を目的に、1年間の電気と都市ガスの削減実績に応じてポイントを付与、「区内共通商品券」や「中野区環境基金」への寄付等と交換している。

豊田市は、環境政策課が主管して2009年より「とよたエコポイント」事業を推進し25%の世帯が参加している。1999年から10年間実施した「買い物袋持参運

動」(レジ袋5枚で100円)を定着させようとするもので、2005年の「愛・地球博」で始まった「EXPOエコマネーシステム」を活用して電子ポイントを発行している。豊田市で「スマートシティ」の実験を行っているトヨタ自動車とも「スマートナビ」利用者へのポイント付与等で連携しているとのことである。

長野県駒ヶ根市は、環境課が主管し2009年から「こまちゃんエコポイント制度」を推進している。エコライフコンテストへの応募(300ポイント)、生ゴミ分別回収堆肥化への協力(360ポイント)、環境講演会への参加(10ポイント)等、公募で策定されたポイント対象事業に参加するとポイントが交付され、「補助チケット」が発行される。指定のエコポイント入力店舗に持って行き「つれてってカード」(機能付き「住基カード」)に入力し、1ポイント=1円で買い物や行政手数料の支払いに利用できる。

岐阜市は、自然共生部地球環境課が主管で2008年より「ぎふ減CO2(げんこつ)ポイント制度」を推進している。地球温暖化防止のための効率的なエネルギー使用を目指した市民による省エネ運動「ぎふ省エネチャレンジ市民運動」の一環で、電気・ガス・水道の使用量削減実績、省エネ自動車・省エネ家電の購入、バス利用、マイ箸使用、省エネ住宅認定、環境学習受講等でポイントが付与される。応募により抽選で約半数の応募者に「もっと省エネ啓発品」が当たる。

金沢市は、都市政策局交通政策部交通政策課が主管して2007年より公共交通利用促進のための「金沢エコポイント」事業を実施している。マイカーから公共交通への利用転換による二酸化炭素排出削減に加えて中心市街地活性化も目的として、バス利用者とバスで香林坊・武蔵地区に来街して加盟店で買い物をした人を対象にポイントを付与している。ポイントの付与は、北陸鉄道ICカード乗車券を使って行われており、たまったポイントはバス運賃として利用できる。

(4) 地元產品購入(付表4参照)

モータリゼーションの進展と大型店の郊外立地を主因に中心市街地の空洞化が進み、中心市街地活性化が全国共通の課題となっている。また、グローバル化と長期デフレ不況で地方経済が停滞し、中央との格差が拡大する中で地域振興策として「地産地消」や「ブランド化」等、新しい地域振興の取組みが期待されている。地元産品購入に係わる「地域ポイント制度」は、そうした地域の課題を解消し、商店街活性化や「地産地消」による地域産業振興を促進するための手段として利用されている。

滋賀県長浜市は、豊臣秀吉ゆかりの長浜城の城下町

であるが、中心市街地の「黒壁スクエア」には年間 200万人を超える観光客が訪れ、中心市街地活性化の モデルとして全国の注目を集めている。同市では、「官 民連携」による独自の商店街ポイントサービス事業 「シュッセカード」システムを1995年より導入してお り、「地域ポイント制度」でも一歩先んじている。し かも、長浜商店街連盟(富田浩徳会長)は、長浜市が 2003年に「住基カード」の交付を開始したことを踏ま えて、翌年に同市に対して商店街ポイントサービス事 業と「住基カード」を連携させるシステム導入を提案 した。そして、官民が連携して、2005年に我が国で初 めて「住基カード」の多目的利用によるポイント制度 を開始させた。「住基カード」交付枚数約1万枚(市民 の8%) のうちポイントサービス利用者は半分を占め る。また、商店街が独自に発行する「シュッセカード」 (ICカード) は、プリペイドカードとポイントカード の機能を持ち、市民ばかりでなく観光客のリピーター 用にも発行され、発行枚数は約7万枚に及びつつある。

富山県は、2009年より「地産地消」を推進するため に「とやま地産地消推進戦略」の下で「県産品購入ポ イント制度」を実施している。毎年秋に、44日間のキャ ンペーン期間を設け、米、野菜、果実、鮮魚、肉類、 加工食品等を対象品目にして、それに貼りつけたシー ルを10枚集めて応募すると抽選で「とやまの特産品」 が当たる。県内400店が参加し、賞品の提供を行って いる。

青森県は、2010年より県産材の販売強化と県内の木 材関連産業の活性化を図る目的で「あおもり県産材工 コポイント」事業を全国に先駆けて実施した。一定量 以上のスギ等の県産材を使って住宅の新築やリフォー ムを行う施主に対して、使用した県産材の量に応じて 「県産材エコポイント」を発行する(1㎡あたり1ポイ ント、1ポイント=7,000円、上限21万円)。ポイントの 発行・交換事務は青森県産材認証推進協議会が行う。 ポイントは、家具や建具等県産の木工品と交換できる というものである。この事業は、2012年3月で終了した。 しかし、青森県知事が国に対して全国規模での展開を 要望し、それを受けて2013年度より林野庁の「木材利 用ポイント制度」が発足するに至った。なお、同県の 3カ年の成果としては、県産材を利用して住宅建設を 行う工務店が増えたこと、木材業者と工務店のマッチ ングが図れたこと、ポイント交換により県内の木工業 の振興が図れたこと等があげられている。

(5) 社会活動・市民活動(付表5参照)

近年、「まちづくり」の分野で、行政、市民、企業 及びNPO等様々な地域社会の主体が対等で平等な関

係を築き、それぞれが相互に補完しあいながら協力 し、行政単独では解決できない地域の課題解決に取組 むという「協働(partnership)」による取組みが活発 化している。また、高齢化が進み、市民ニーズが多様 化し、財政収支は悪化傾向を辿るという時代背景の中 で、市民によるボランティア活動、社会活動、市民活動、 NPO活動、協同組合活動等が注目され、コミュニティ ビジネスも芽を出し始めている。他方、「企業戦士」 として地域社会や家庭から遊離して「戦場」に赴いた 「団塊の世代」の人たちが、「定年」となり地域社会や 家庭に戻ってきた。この世代のパワーをそうした活動 に振り向け、地域・コミュニティ復興のために「戦力 化」していくことも「協働」時代の大きな課題となっ ている。こうした時代背景を踏まえて、「地域ポイン ト制度」は、社会活動や市民活動などへの「きっかけ づくり」の手法として注目され始めている。

埼玉県鶴ヶ島市は、市長の発案の下で、市民の社会 貢献活動や地域活動への参加を促進することを目的 に、2009年より「まちづくりポイント」事業を行って いる。若者や団塊の世代等、多様な地域の担い手が主 体的にまちづくりに参加できる仕組み = 地域協働のプ ラットフォーム構築を目指している。市主催の事業や 市民と協働で実施する事業等をポイント発行対象事業 として、100事業を選定しポイントを発行している。 ポイントは、「まちづくりポイントカード」または 「PASMO」や「Suica」で貯めることができる。活動 で貯まったポイントや活動の履歴は、SNS(ソーシャ ルネットワーキングサービス)としての「つるがしま TOWNTIP」に登録すると確認できる。ポイントは、 100ポイント=100円相当のクーポン券に交換し、公共 施設使用料、公共バス利用券、市民活動団体への寄付、 地元産品との交換等に使われる。現在、高齢者を中心 に1,160人ほどの登録者がいるが、登録者の多様化と 拡大が課題である。なお、本件のシステム開発費用は、 総務省の地域ITC利活用モデル事業の認定を受け、市 の負担はない。

千葉県市川市は、地域ポイント制度「エコボポイン ト」を2006年から実施しており、約9万枚のカードを 発行している。市民に地域への関心を持ってもらい、 市民活動への理解と参加を広げながら、市民活動への 支援を図ることを目的としている。「エコボ」とは、 「エコロジー」と「ボランティア」を合わせた造語で ある。市指定のボランティア活動への参加(20ポイン ト)、市民講座への参加(10ポイント)、アルミ缶回収 機の利用(2缶で1ポイント)、清掃活動や防犯活動 への参加(20ポイント)等で「エコボポイント」が付 与される。ポイントが満点(100点)になったら、市

の施設(動植物園、市民プール等)の利用、市が発行 する文化関連図書や堆肥との交換、NPOやボランティ ア団体(「1%支援制度」の対象団体)への寄付等に利 用できる。

神奈川県逗子市は、市長の発案で、2009年から「社 会参加・市民活動ポイントシステム」「Zen」を実施 している。労働の対価や金券交換としてのポイントで はなく、あくまで社会参加・市民活動へのインセン ティブ、きっかけづくりを目的にしており、子供たち がラジオ体操に参加する時のスタンプがモデルだと いう。ポイント名称の「Zen」は、一日一善の「善」、 逗子の「Z」、お金として流通する「円」をさしてい る。ポイントは、不特定多数の市民が参加する市民活 動の主催者、市長が指定する特定の行動を実践する市 民に交付される。ポイント交付の対象となる事業は、 市長の私的諮問機関である「審査委員会」の答申を受 けて市長が指定し、毎月「Zen配布対象活動・イベン ト」として公示される。ポイントは、市の施設の使用料、 市民活動団体が行うイベント等への参加料、自分の 応援したい団体の活動等への寄付の他、「Zen」5枚で 500円分の買い物券(「逗子しおかぜ地域貢献カード」) と交換して市内の加盟店で買い物に利用することもで きる。市の担当者によれば、清掃活動等の市民活動参 加者が着実に増えているということだが、さらに、地 域通貨「Zen」を1回限りの流通で終わらせずに「善 の連鎖」を目指して市と商工会がその手立てを協議し ているという。

茨城県笠間市は、詳細は後述するが、5年前に市長 の発案で「地域ポイント制度」の検討を始め、2012年 に市民生活部市民活動課が主管となって社会実験を行 い、2013年4月から「地域ポイント制度」を本格稼働 させた。その目的は、協働のまちづくり推進に当たり、 市民活動に対して新たな価値を付加し流通させること により、参加機会や新たな人材を掘り起こすととも に、活動のやりがいや楽しみ等を創出し、継続的な市



(写真提供)笠間市

民活動を支援するためで ある。ポイントの付与は、 市や市民活動団体が主催 するイベント・講座、ボ ランティア活動への参 加・協力等である。ポイ ントは、地域商品と交換 して地域活性化に貢献す る、みんなのポイントを 合算して市民の願いを実 現する公益事業を実施す る、市民活動団体の事業

を支援するために寄付をする等に利用できる。社会実 験段階ではスタンプカードを利用していたが、本格実 施段階ではICTを活用した非接触型ICカード「フェリ カ」をベースとした「KapoCa」を発行している(写 真参照)。

茨城県龍ケ崎市は、「市民活動日本一」を目指す活 動を展開しており、その一環で2014年1月から「まち づくりポイント制度」を開始すべく、笠間市や逗子市 等の事例を参考にしながら準備活動を行っている。市 民活動へのきっかけづくりや活動参加人材の確保が目 的である。ポイントの対象は公共の利益に貢献する活 動で、市が行う事業の他、市民活動団体・NPO法人 等が行う公益活動等であり、市民を交えた審査会で審 議して決める予定である。ポイントは、市の特産・物 産品や公共施設利用券、コミュニティバスの回数券、 寄付等に利用可能とする計画である。また、ポイント は、参加する都度、ポイントシールを配布して台紙に 貼りつけて貯める方法を採用予定である。

■3.笠間市の「地域ポイント制度」導入 プロセス

(1) 笠間市の「地域ポイント制度」導入経緯

茨城県笠間市は、茨城県の中央に位置し、城下町、 笠間稲荷神社の門前町、地場産業としての笠間焼や稲 田石の産地として栄えてきた人口8万人の都市である。 また、年間300万人が訪れる観光都市でもある。

この笠間市には、NPO や地域コミュニティ、環境、 子供関連の市民活動団体が1,000団体以上ある。同市 が2008年に実施した社会貢献に関する意識調査では、 そうした市民活動に「すでに参加している」16.4%、「こ れから参加しようと考えている | 8.9%、「関心はある が、きっかけや参加の仕方がわからない」27.1%、「関 心はない」35%という結果だった。市民活動に関心が あっても、きっかけや参加の仕方がわからない人や関 心がない人に、もっと地域に興味を持ってもらい、市 民活動に対して意識付け・気付かせる「仕組みづくり」 が必要であるとの認識から、山口伸樹市長の発案で「地 域ポイント制度 | の検討が始まった。「地域ポイント 制度」を「市民活動の活性化」の手段の一つと位置付 け、市民活動課が中心になって、先行している鶴ヶ島 市や市川市の事例研究等も行った。

笠間市の「地域ポイント制度」の目的は、①市民参 加の推進、②人材発掘と人材育成、③付加価値化によ るやりがいの創出、④退職世代の市民活動へのアプ ローチの4つである。

2011年7月には、笠間市商工会、笠間観光協会、市

民活動団体、NPO法人、金融機関、茨城大学、行政 等から構成される「笠間市地域ポイント制度検討協議 会」が設立され、制度設計に関する事項、ポイント対 象事業・還元メニューに関する事項、非接触型ICカー ドを用いたICT技術の利便性と課題等について協議さ れた。

2011年1月から12月まで社会実験が行われ、1,393人 (内ICカード登録者312人)が参加した。対象事業は、 市主催事業51件、社会福祉協議会が実施する活動118 件、NPO法人が実施する公共的・公益的な活動1件で あった。実験におけるポイントの付与は、平均35ポイ ント、最高169ポイント、最低10ポイントであった。 社会実験終了後のアンケートでは、「参加意識の変化」 について、「活動意欲が増加」24%、「特になし」72% であったが、「ポイント制度に対する考え」では「良 い制度なので継続」43%、「還元メニューの充実等期 間を設けて継続」26%という結果が得られた。

(2) 本格導入開始

こうした準備と検討を経て、2013年4月から「笠間 市地域ポイント制度」の本格導入が始まった。

ポイントの交付は、①市民活動・ボランティア活 動(市や市民団体の主催するイベント・講座への参加 等)、②健康都市かさまに関する活動(健康づくりイ ベントや献血への参加等)、③環境に関する活動(廃 食油回収、節電、清掃活動への参加等)の3分野であり、 1回の参加に1ポイント、運営スタッフの協力者や出前



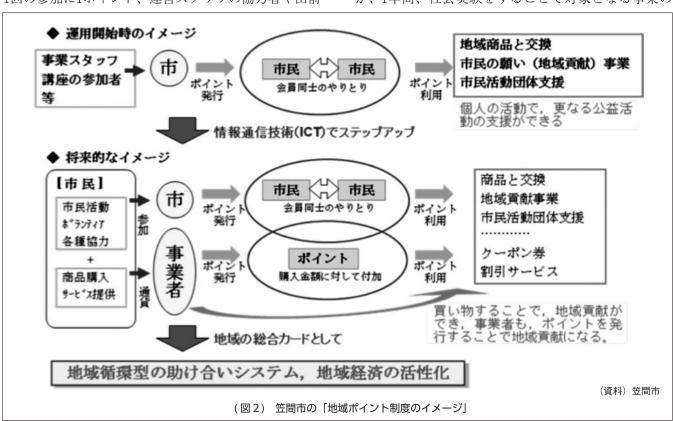
(写真提供)笠間市

講座等の講師に5ポイントと活動内容によって変わる。 ポイント対象事業については、市の「広報おしらせ版」 に掲載し、ポイント制度専用のホームページ(ポータ ルサイト)も開設して情報提供を行っている。

ポイントの利用は、①地域商品と交換(地域活性化: 還元率10倍)、②市民の願いを実現(公益事業の実施: 還元率30倍)、③市民団体活動の支援(事業への寄付: 還元率50倍)の3つである。ポイントを使う「還元」 には、ポータルサイトへの利用登録が必要で、パソコ ン又は携帯電話を利用している。

(3)将来イメージ

笠間市市民活動課長の内桶克之氏は、「鶴ヶ島市や 市川市等、先行事例を学びながら準備を進めました が、1年間、社会実験をすることで対象となる事業の



絞り込みやどこまでできるのかが見いだせるようにな りました。今後、ポイント対象事業の拡大やポイント 利用拡大、還元メニューの充実に努めていきたいと思 います。将来的には、市内の事業者とも連携してポイ ント交換ができるようにし、買い物することで地域貢 献ができ、事業者もポイント発行で地域貢献になるよ うな地域の総合カードとして発展させたいと考えてい ます」と熱い口調で将来構想を語られた(図2参照)。

■4. 今後の課題と可能性

(1) 今後の課題

以上見てきたような「地域ポイント制度」について、 今後、制度を拡充し、さらに発展させるための課題を あげると、以下のようになろう。

第1は、新しい時代に対応した「地域づくり」「ま ちづくり」「コミュニティづくり」を推進する上で、 全国の地方自治体において「地域ポイント制度」に対 する理解・認識を今以上に深め、実施主体を拡げて行 く必要があろう。そのために、国は、「経済・産業政策」 や「社会政策」等と整合性のある「地域政策」を策定 して、その中で「地域ポイント制度」に関する施策の 充実と財源の付与を図るべきであろう。

第2は、市民協働社会を実現する上で必要な諸活動、 すなわち、介護支援、健康促進、環境保全・省エネル ギー、地産地消推進、社会活動・市民活動等のより一 層の促進を図るために、国も地方自治体も「タテ割り」 行政の弊害を打破して、それらを一元的に制度設計で きる体制をつくることが必要であろう。

第3は、「地域ポイント制度」への登録者や参加者 を増やすために、制度の告知、広報のあり方や利用媒 体の工夫等が必要であろう。「口コミ」も重要であるが、 インターネットやSNS(ソーシャルネットワーキング サービス) の活用も検討すべきであろう。

第4は、ポイント付与に関して、目的に対応した対 象事業を一層増やしてゆく必要があり、その選定方法 にも工夫が必要となろう。

第5は、ポイント還元について、参加者を増やすた めのインセンティブが何か、十分な検討が必要である。 地域商品との交換等を通じた地域振興との関係では、 商店会との連携等によるポイント交換の範囲を広げて 行くことが重要であろう。また、ボランティア活動に おける「無償性」との整合性を踏まえると、従来型の「割 引重視」から「ボランティア・寄付重視」へのシフト についても検討してゆく必要があろう。さらに、「善 意の連鎖」を拡げて行くには、「地域通貨」としての、 特に「エコマネー」としての機能を強化してゆくこと

も重要ではなかろうか。

第6は、制度運営上の財源の確保について、継続的 な事業展開と安定的な財源確保を図るために知恵を出 してゆく必要があろう。地方自治体のシステム開発コ スト負担を抑えるためには、国の補助金や「住基カー ド」の利用等があるが、ポイント還元のための財源に ついても、地元商店会との連携、大企業のCSR活動と の連携、NPOとの協働による新しい公共の事業、ふ るさと納税制度の利用などを検討してみることが重要 であろう。

(2) 事例から得られた教訓等

最後に、今回の調査における様々な事例から得られ た教訓等を整理して結びとしたい。それらは、上記の ような多くの課題解決に際して有効な示唆を与えてく れるものでもある。

第1は、「地域ポイント制度」を検討し、推進し、 継続するために、知事や市区長等、地方自治体の「首 長のリーダーシップ」が極めて重要である。笠間市を はじめ、稲城市、松本市、逗子市、青森県、福井県の 事例等で明らかである。その中で、稲城市は「介護支 援ボランティア制度」を国に創設提案をして受入れら れたし、青森県知事は「木材利用ポイント制度」を全 国規模で展開することを要望して国の制度として活か された。地方自治体の「首長のリーダーシップ」は国 政をも動かことができる。

第2は、「地域ポイント制度」を複数の目標実現の ために「タテ割り」行政の弊害を打破し、推進体制を 工夫することが重要である。市川市の「エコボポイン ト」は、企画部を主管部署とし、目的も「エコロジー」 と「ボランティア」の複数目標を設定し、その推進の ために市民と行政の協働体制をつくる等、先行事例と して評価できる。また、柏市も、2013年4月より複数 目標を実現するための画期的な地域ポイント制度「柏 の葉ポイントプログラム」をスタートさせた。柏市企 画部の奥山勤也参事によれば、「多様なまちづくり活 動に市民参加を促し、共通認証による利便性の向上を 図ることが目的ですが、市が入ることで規制等に縛ら れて自由度を失うことを避けるために、事業主体は、 市ではなく7者による運営委員会になっています」と のことである。7者とは、(社)柏の葉アーバンデザ インセンター、(財) 柏市まちづくり公社、NPO支援 センター千葉、柏の葉キャンパスITコンソーシアム、 柏の葉キャンパス駅前まちづくり協議会、三井不動産 (株)、三井不動産レジデンシャル(株)であり、「公 民学連携」による推進体制がつくられている。ポイン ト付与・還元に係わるテーマも、「環境」「健康」「創造」 「交流」と多岐に及んでおり、ポイントの管理も「柏 の葉キャンパスカード」1枚に集約されている等、制 度設計・運用が極めて革新的である。

第3は、ポイント管理の手法・媒体は、ポイント制 度の目的や想定される規模に応じて選択すべきである が、目的の多様化、規模拡大、省力化を図るにはICカー ドや「住基カード」の多目的利用等を検討することも 重要であろう。ポイント制度の初期・実験段階では笠 間市のようにスタンプや龍ケ崎市のようにシール等か らスタートすることが賢明であろう。規模拡大、目的 多様化の段階で、ICカード、情報通信技術(ITC)の 利用等へステップアップを図るのが望ましい。足立 区、鶴ヶ島市等は、独自のポイントカードに加えて 「PASMO」「Suica」も利用できるように開発し、ま た、金沢市や札幌市は交通機関と連携して交通用の ICカードをポイントカードに併用している。さらに、 長浜市をはじめとして、北海道夕張郡長沼町、長野県 駒ケ根市等は、まだ少数派ではあるが「住基カード」 の「多目的利用」を実施している。(財)地方自治情 報センターによれば、2012年12月末現在の「住基カー ド」の交付枚数(累計)は約714万枚である。「住基カー ド」は、市区町村が条例で定めることによって、住民 票写し・印鑑証明書等の自動交付、図書館カード、公 共施設予約、地域通貨、各種ポイント(商店街のポイ ント制度等)、救急支援、コンビニ交付等「多目的利用」 が可能である。2012年4月1日現在の「多目的利用」団 体数は、全国の基礎自治体数の約1割に当たる185であ り、そのうち「各種ポイント」として利用しているの は、長沼町、長浜市と長野県上伊那広域連合(8市町 村)にすぎない(研究開発部・井上賀博主席研究員談)。 2017年1月から稼働予定の「マイナンバー制度」にお ける運用方針を注視する必要はあるものの、利用拡大 に向けた検討が待たれる。

第4は、ICカード導入におけるシステム開発コス トやポイント財源の負担についてであるが、地方自治 体の一般財源のみによる負担ではなく、国の補助金や 民間企業との連携等を模索して地方自治体の財政負担 を少なくしながら推進することが重要であろう。上記 の「住基カード」を利用すればシステム開発の初期コ ストは軽減されるし、鶴ヶ島市における総務省の地域 ITC利活用モデル構築事業利用、柏市における内閣府 事業予算の利用等、国の補助事業を利用してシステム 開発を実施している例もある。ポイント財源について も、多くの自治体が地元商店会や企業と連携し協賛を 仰ぎながら自治体負担を軽減している例が多く見られ

第5は、ポイントカードの将来発展形として、笠間

市がイメージするような、地元商店会等のポイント カードと一体化・連携させて「地域総合カード」とし て機能させ、地域循環型の助け合いシステム、地域経 済の活性化に貢献させる方向を目指すことが重要であ ろう。現時点で、こうした点でも先駆的な存在は、長 浜市である。同市は、全国に先駆けて商店街の「シュッ セカード」(出世とフランス語のシュクセ:成功を意 味したもの)を「住基カード」と一体化させて、多目 的の「ポイントカード」を発行している。

この「地域ポイントカード」の仕掛け人で最大の功 労者は、長浜商店街連盟会長・長浜倶楽部副社長・滋 賀県商業振興組合副理事長で老舗菓子店「菓富庵か どや」社長の富田浩徳氏である。同氏に電話インタ ビューをさせていただいた。その中で同氏は、「私は、 東京でシステムエンジニアをしておりましたが、1995 年に家業を継ぐために帰郷し、その時から『シュッセ カード』のリニューアルに係わってきました。2006年 に、同カードのバージョンアップをする際に、市に提 案して『住基カード』の利用、クレジットカード用端 末機器の利用等を行いました。商店街のポイントカー ドが『住基カード』という公的なカードと一体化した ことで、便利でいつも財布に入れて持ち歩くカードと なりました。そして、『多目的カード』として、①商 店街のお買いものポイント保持機能により、商店街の 売上も伸びたこと、②国の定額給付金交付時の受け皿 としてプリペイドポイント機能を利用したため、地元 商店街の売上が伸びたこと、③琵琶湖一斉清掃ボラン ティア参加時のエコポイント保持機能として利用した こと等のメリットがあげられます。また、商店街の新 しい『シュッセカード』も、ポイントカード機能とプ リペイドカード機能の一体化等により長浜商店街の振 興に多くの可能性を与えてくれました。バス会社にツ アー客用IC付きプリペイドカード (チャージ金額3,000 円相当、5%相当のプレミアム付)を交付して商店街 の売上拡大を図り、リピーター客の囲い込みに利用し ております。長浜に滞在するカード客の滞在時間、消 費金額などマーケティングデータを得ることもできま す。地図情報アプリと連動させて、電動カートにナビ をつけて高齢者向けサービスを行うプランもありま す。さらに、外国人観光客のICカードと連携して自 国(海外)のポイントを国際間の相互乗入れにより長 浜で利用してもらうことも検討しています」と、「地 域ポイントカード」の多角的で総合的な活用事例を熱 く語って下さった。

長浜市のように、全国の成功している商店街には 「キーマン」が一人おり、その人の並はずれた「企画力」 と「行動力」が「まちづくり」の最大の成功要因であ

るという人がいるが、富田浩徳氏は正にその一人であり、「地域ポイント制度」についてもその将来イメージを明るいものにしていただいた。

(参考文献)

- ・地域活性化センター「地域づくり」特集・広がる公共領域でのポイント制度 2011年7月号
- ・廣田裕之「改定新版 地域通貨入門―持続可能な社会を目指して」 アルテ(2011)
- ・加藤敏春「エコマネーの世界が始まる」講談社 (2000)
- ・重田正美「地域通貨の将来像」「調査と情報」第484号 国立国会 図書館 (2005)
- ・阿部剛「自治体・民間企業・住民参加の三位一体のヘルスケア・ポイント制度について」「みずほ産業調査」Vol.42 みずほコーポレート銀行 産業調査部 (2013)
- ・内桶克之「地域ポイント制度で新たな価値・活動の活性化を」「地 方自治職員研修」2012年12月号

(付表1)「地域ポイント制度」(1)介護支援

自治体 (主管部署)	事業名	主な内容 (開始・目的・規模・仕組み・媒体・予算)
稲城市 (福祉部)	介護支援ボランティア 制度	2005年、国へ制度創設提案。2008年より本格実施。登録546人、ボランティア活動受入団体19、稼働率約50%。ボランティア活動時に手帳にスタンプをもらい、1年後にポイントに交換し、口座振込。寄付も可能。2011年度予算149万円(内市の負担19万円。ポイントコスト95万円)。全国約75自治体の先駆者。
品川区 (高齢者いきがい課) (品川区社会福祉協議 会)	品川区地域貢献ポイン ト事業	2008年開始。登録1,071人、事業対象施設60、稼働率85%。ボランティア活動時に「はつらつシール」(1ポイント=100円)をもらい、50ポイントたまった時点で区内共通商品券(500円券)に交換。社会福祉協議会の事業・区内の福祉団体への寄付も可能。2013年度総事業予算210万円。
世田谷区 (介護保険課)	介護支援ボランティア・ポイント事業	2008年開始。登録1,200人、事業対象施設約100、稼働率約60%。 ボランティア活動1時間につき「vポイント」シール(1ポイント= 50円)をもらい、年間120ポイント(6,000円)を上限にポイント 交換、口座振込。
横浜市 (健康福祉局高齢健康福祉部介護保険課)	ヨコハマいきいきポイ ント	2009年開始。65歳以上の市民の1%を目標、登録者7,430人、稼働率約55%。受入施設300施設でのボランティア活動1回30分以上で200ポイント付与。年間8,000ポイントが上限。ICカードにポイント加算。年度末にポイント換金、1ポイント=1円。年間事業経費は45百万円で、内システム委託費30百万円。
土浦市 (高齢福祉課)	介護支援ボランティア 制度	2010年開始。登録92人、指定活動場所12、ポイント交換者25人、 総事業費12万円。ボランティア活動の交通費・片道分支給が当初の 考え方で、100円×50回分=5,000円を交付金の上限に設定。
石岡市 (高齢福祉課)	介護支援ボランティア 制度	2011年開始。登録70人、指定活動場所18、ポイント交換者35人。 総事業費30万円。土浦市、稲城市をモデルとして導入。
町田市 (高齢福祉課)	いきいきポイント制度	2009年開始。登録1,000人、活動場所149、ポイント交換者800人。ポイント交換は商品券等。

(付表2)「地域ポイント制度」(2)健康促進・長寿支援

自治体(主管部署)	事業名	主な内容 (開始・目的・規模・仕組み・媒体・予算)
松本市 (健康福祉部健康づく り課)	脳活ポイントプログラム	2010年開始。「健康寿命延伸都市・松本」の創造の一環として若い世代からの認知症予防対策に注力。20歳以上の市民を対象に食事・運動・健康・仲間をキーワードに脳活ポイント対象事業を設定。6ヶ月間のポイント配布期間の後、はがきで応募、抽選で景品を付与。2012年の応募数4,722、関係事業所数63。景品予算248万円。企業からの協賛品が多い。健康啓発効果、民間企業との連携。他都市からの視察多し。
袋井市 (健康づくり政策課)	健康マイレージ制度	2007年から「健康チャレンジ! すまいる運動」実施。 「日本一健康文化都市」実現を目指す。15歳以上の市民が対象、携帯電話(e-すまいる)か「すまいるカード」で参加。5ヶ月間の健康的な生活習慣の実践記録をポイント化。たまったポイントで幼稚園・学校などへの寄付や各種サービス券と交換。2012年の参加者10,138人(内子供8,682人)。ポイント交換比率は75%、寄付とサービス券が半々。総経費は256万円。河合楽器製作所(浜松市)と共同で携帯電話を活用した健康づくり支援システムを開発。
静岡県 (健康福祉部医療健康 局健康増進課) (県内の参加各市町担 当部課)	ふじのくに健康長寿プロジェクト「健康マイレージ」支援事業	静岡県が企画し、側面支援のもとで2013年より県内8市町(三島市、藤枝市、函南町、裾野市、清水町、浜松市、伊豆の国市、長泉町)で開始。健康づくりを行った住民に発行する優待カード(「ふじのくに健康いきいきカード」)を県が準備し、カードの提示によりサービスを提供する協力店(400店)を県市町が開拓。制度の内容は、各市町が個別に決めて実施。
豊岡市 (健康福祉部健康増進 課)	健康ポイント制度	2011年開始。「スマートウェルネス豊岡構想」の一環。18歳以上の市民(高校生を除く)を対象。市民の5%参加を目標。参加者2,100人。歩数目標を設定し参加申込みを行うと「実践手帳」が交付される。各人が自己申告で記録。ポイント対象事業・指定運動施設利用でポイント付与。10ポイント=1円換算で幼稚園・学校への寄付、市指定の施設利用券と交換可能。予算額は200万円。
杉並区 (高齢者施策課)	長寿応援ポイント事業	2009年開始。登録27,229人。ポイント交換者5,370人、3,160万円。 高齢者の社会参加と交流、健康長寿を支援する取組み。60歳以上の区民が地域貢献活動、いきがい活動、区が行う健康増進・介護予防活動等に参加するとポイントシールが配布される。ポイント交換申請(1ポイント=50円)を行うと8割が区内共通商品券、2割が長寿応援ファンドへの寄付となる。総事業費79百万円。
北海道夕張郡長沼町(総務政策課)	健康ポイントサービス	2000年より町民の健康づくり推進と住民福祉向上のために「総合福祉センター」「ながぬま温泉」「マオイゴルフリゾート」で利用できる「健康づくり助成券」(紙)を「住基カード」の多目的利用(ICカード化)を活用して電子ポイント・システムに記録する「健康ポイントサービス」に変更。人口12千人の4割が「住基カード」を利用。

(付表3)「地域ポイント制度」(3)環境保全・省エネルギー

自治体 (主管部署)	事業名	主な内容 (開始・目的・規模・仕組み・媒体・予算)
足立区 (環境部ごみ減量推進 課)	あだちエコネットポイ ントカード	2006年開始。参加者1,210人。「あだちエコネット事業」の一環で、区内のスーパーに設置したペットボトル自動回収機(46店舗)、飲料 缶自動回収機(10店舗)へのリサイクルに参加すると、それぞれ1本 =5ポイント(0.5円)、1本=1ポイント(0.1円)のポイントが「あだちエコネットポイントカード」またはPASMO・Suicaに記録される。1,000ポイントで自動回収機設置店で利用できる買い物券や店舗のポイントと交換できる。東日本大震災義捐金にも交換可能。2011年6月~2013年5月の交換ポイントは1,135千ポイント(113千円)。
中野区 (地球温暖化対策分野)	なかのエコポイント	2011年開始。参加登録者1,295人。ポイント交付申請者500人。中野区のCO2排出量の48%を占める家庭からの排出量削減促進を目的に、1年間の電気と都市ガスの削減実績に応じてポイントを付与。1ポイント=1円で、500ポイント単位で「区内共通商品券」「プリペイドカード」と交換、「中野区環境基金」への寄付も可能。2013年度の総事業予算は500万円。
豊田市 (環境政策課)	とよたエコポイント制度	2009年開始。登録者30,343人(市内総世帯数の25%)。市民のエコライフ推進のためにCO2削減に重点を置いたもの。1999年から10年間実施した「買い物袋持参運動」(レジ袋5枚で100円)を定着させようとするもの。2005年愛・地球博で始まったEXPOエコマネーシステムを活用し電子ポイントを発行。年間事業予算3,000万円(内ポイントコスト486万円)。トヨタ自動車とは「スマートシティ」の実証実験で「スマートナビ」利用者へのポイント付与等で連携。
駒ヶ根市 (環境課)	こまちゃんエコポイン ト制度	2009年開始。発行枚数1,693枚。市民1人ひとりに無理なく、楽しくエコ活動に参加してもらう目的。公募で策定されたポイント対象事業に参加するとポイントが交付され、「補助チケット」が発行される。指定のエコポイント入力店舗で、「つれてってカード」または「つれてってカード」の機能が搭載された「住基カード」に入力し、1ポイント=1円で買い物や行政手数料の支払いに利用できる。「住基カード」保有率は25%程度で、全国比高い方である。
岐阜市 (自然共生部地球環境課)	ぎふ減CO2(げんこつ) ポイント制度	2008年開始。1,484世帯・5,079人の参加。地球温暖化防止のため効率的なエネルギー使用を目指した市民による省エネ運動「ぎふ省エネチャレンジ市民運動」の一環。電気・ガス・水道の使用量削減、省エネ自動車・家電などの購入、バス利用、マイ箸使用、省エネ住宅認定、環境学習受講などでポイントを獲得。応募により抽選で「もっと省エネ啓発品」が当たる(約半数)。市の年間事業費は600万円。
金沢市 (都市政策局交通政策部 交通政策課)	金沢エコポイント(公共交通利用促進)	2007年開始。マイカーから公共交通への利用転換によるCO2削減、中心市街地活性化等を目的に、Ica (北陸鉄道ICカード乗車券)を活用してバスや買い物でポイントをため、バス運賃としてポイントを利用するもの。バス利用金額100円で1ポイント、バスで来街し香林坊・武蔵地区の加盟店(170店)で2,000円以上の買い物をすると20ポイントもらえる。100ポイント=100円で利用可能。市は当初のシステム開発コストを負担したがその後は負担無し。バスポイント年間3,000万円、買い物ポイント年間250万円は企業が負担。

(付表4)「地域ポイント制度」(4) 地元産品購入

自治体 (主管部署)	事業名	主な内容 (開始・目的・規模・仕組み・媒体・予算)
長浜市 (産業経済部商工振興 課・市民生活部市民 課)	商店街ポイントサービ ス事業 「シュッセカード」	長浜商店街連盟が1995年独自の商店街ポイントサービス事業「シュッセカードシステム」導入(運営主体として長浜倶楽部(株)を設立)。長浜市が2003年より「住基カード」交付開始。2004年に長浜商店街連盟が長浜市に商店街ポイントサービス事業と「住基カード」を連携させるシステムの導入を提案。2005年、我が国初の「住基カード」の「ポイント制度」利用開始。システム開発コストは全額国が負担、官民連携による新たなポイントサービス事業始動。「住基カード」交付枚数(2013年5月現在)9,592枚(市民12万人の8%)、内ポイントサービス利用登録者は約5割。「シュッセカード」(ICカード)は、「住基カード」以外に67千枚発行、プリペイドカード、ポイントカードの機能が付いたもの。「シュッセカード」加盟店は「黒壁スクエア」を含めて市内93店。リピーターの観光客も視野に入れて多角的で効果的なカードの活用を展開中。
富山県 (農林水産部農産食品課)	県産品購入ポイント制 度	2009年開始。地産地消を推進するために「とやま地産地消推進戦略」の下「とやま地産地消県民会議」が設置され、ポイント制度を実施。毎年秋に44日間、米、野菜、果実、鮮魚、肉類、加工食品などを対象品目に、それに貼りつけたシールを10枚集めて応募すると抽選で「とやまの特産品」が当たる。県内400店が参加、商品提供をし、県は事務経費等年間300万円程度を負担。
矢祭町	ポイント納税制度	2006年開始。当時の町長の発案で、地元商店会の活性化のため、商工会のスタンプ会が発行するスタンプ券の使用範囲を拡大して、水道料金や町税(固定資産税・軽自動車税等)の支払いもできるように工夫した。開始当初は、40件、30万円程度の利用があった。現在は10件、3万円程度に減少。ポイント経費は商店会が負担、ポイント納税の現金化の業務を町役場が代行。
青森県(農林水産部林政課)	あおもり県産材エコポイント	2010年全国初の取組み開始。2012年3カ年で終了。県知事より国に対して全国規模での展開を要望。2013年度林野庁の「木材利用ポイント制度」発足、同制度に活かされる。きれいな水を育む森づくりを基本とし、県産材の販売強化と、県内の木材関連産業の活性化を図る目的で創設。一定量以上のスギ等の県産材を使って住宅の新築やリフォームを行う施主に対して、使用した県産材の量に応じて「県産材エコポイント」を発行する(1㎡あたり1ポイント、1ポイント=7,000円、上限21万円)。ポイントの発行・交換事務は青森県産材認証推進協議会が行う。ポイントは、家具や建具等県産の木工品と交換できる。最終年度・2012年度の総事業予算は約30百万円で、約半額は国の補助金を利用。3カ年の成果は、県産材を利用して住宅建設を行う工務店が増えたこと、木材業者と工務店のマッチングが図れたこと、ポイント交換により県内の木工業の振興が図れたこと等。

(付表5)「地域ポイント制度」(5) 社会活動・市民活動

自治体 (主管部署)	事業名	主な内容 (開始・目的・規模・仕組み・媒体・予算)
鶴ヶ島市(市民協働推進課)	まちづくりポイント	2009年開始。市民の社会貢献活動や地域活動への参加を促進するために、市主催事業や市民との協働で実施するイベントなどに参加するきっかけづくりを目的。対象事業は100。「まちづくりポイント」は、「まちづくりポイントカード」「PASMO」「Suica」で貯めることができ、参加者の活動記録となる。登録者は高齢者が7割で、1,160人。システム開発費用は、総務省の地域ITC利活用モデル構築事業を受託して捻出。2013年度からポイント交換も実施。100ポイント=100円相当のクーポン券に交換。公民館使用料、公共バス運賃、市民活動団体への寄付、地元産品への交換等ができる。サービス提供者は49店。市のポイント費用などは13万円程度。逗子市、市川市、笠間市などが当市に学ぶ。
市川市 (企画部)	地域ポイント制度 「エコボポイント」	2006年開始。市民と行政との協働体制をつくり、マーケティングによる行政改革を進め、住民参加のきっかけづくりを行うため。エコロジーとボランティアをあわせた「エコボ」ポイントと命名。約9万枚のカードを発行。市指定のボランティア活動、市民講座、防犯・清掃活動への参加、アルミ缶回収機の利用などでポイントが貯まる。ポイントは、市の施設(動物園、プール等)の利用、市発行の文化関連図書や堆肥との交換、NPOやボランティア団体(「1%支援制度」の対象団体)への寄付等に利用可能。
逗子市 (市民協働部市民協働課)	社会参加・市民活動ポイントシステム「Zen」	2009年テスト運用。2010年本格開始。市長の発案。ラジオ体操のスタンプがモデル。ポイント名称「Zen」は、一日一善の「善」、逗子の「Z」、お金として流通する「円」をさす。ポイント交付対象は、不特定多数の市民が参加する市民活動の主催者、市長が指定する市民の特定の行動を実践する市民に付与。ポイント交付対象事業は、市長の私的諮問機関である「審査委員会」の答申を受けて、市長が指定。1回1枚=100円で、市の年間目標ポイント予算は2万枚、200万円。ポイントは、市の施設の使用料、市民活動団体が行うイベントの参加料、応援したい団体への寄付、市内での買い物等に使用可能。「Zen」5枚で500円分の買い物券(「逗子しおかぜ地域貢献カード」)と交換して、市内の加盟店で買い物ができる。「Zen」を流通させて「善の連鎖」を目指すべく、市は商店会と協議中。
笠間市 (市民生活部市民活動課)	地域ポイント制度 [KapoCa]	2012年社会実験。2013年本格稼働。茨城県内初。市長の発案。協働のまちづくり推進に当たり、市民活動に対して新たな価値を付加し、流通させることにより、参加機会や新たな人材を掘り起こすとともに、活動のやりがいや楽しみ等を創出し、継続的な市民活動を支援するもの。ポイント付与は、市や市民活動団体が主催するイベント・講座、ボランティア活動への参加・協力等。ポイントは、地域商品との交換、市民の願いを実現する公益事業、市民活動団体の事業支援等に利用可能。2013年度より、実験段階でのスタンプカードからICTを活用した非接触ICカード「フェリカ」をベースとした「KapoCa」を発行。登録者数は、1,748人(2013年6月現在)。
龍ヶ崎市(市民協働課)	まちづくりポイント制度	2014年1月開始予定。「市民活動日本一」を目指す活動の一環で、市民活動へのきっかけづくりや活動参加人材の確保が目的。ポイント対象は、公共の利益に貢献する活動で、市が行う事業の他、市民活動団体・NPO法人等が行う公益活動等。市民を交えた審査会で審議予定。ポイントは、市の特産・物産品や公共施設利用券、コミュニティバスの回数券、寄付等に利用可能。参加の都度ポイントシールを配布、台紙に貼りつけて交換。逗子市や笠間市を参考にして準備中。
柏市 (柏の葉ポイントプログ ラム運営委員会)	柏の葉ポイントプログラ ム	2013年開始。内閣府より選定を受けた「環境未来都市」の一環として実施するもの。スマートシティのまちづくり活動に市民参加を促し、共通認証による利便性の向上を図る目的。「環境」「健康」「創造」「交流」をテーマに、ポイントがたまる、ポイントが使えるプログラムを策定。非接触型にカード「柏の葉キャンパスカード」が交付され、まちづくりに係わるイベントやボランティア活動に参加するとポイントが付与される。貯まったポイントは、地元産品との交換、地域サービスやイベントの割引利用、まちづくり活動への寄付等に利用できる。中学生以上を対象とし、登録は無料。ポイント有効期限は1年間。

自治体 (主管部署)	事業名	主な内容 (開始・目的・規模・仕組み・媒体・予算)
福山市 (市民局市民部協働のまちづくり課)	地域ポイント制度「まちづくりパスポート」事業	2009年開始。市民が地域や市政等に関心を持ち、学習や体験を通じて積極的にまちづくり活動へ参加することが目的。対象は、市内の小・中・高校生及びその家族(参加者は小学生6割、中学生2割)。ポイント対象活動に参加したときの記録のために手帳「まちづくりパスポート」が配布され、活動時間に応じたポイントが付与される(ボランティア活動では半日100ポイント、1日200ポイント)。250ポイント=500円。公共施設の入場券、図書カード等に交換。市の年間予算は150万円程度。
札幌市 (市長政策室政策企画部)	さっぽろ地域ポイント「まちのわ」モデル事業	2010年実証実験開始。2014年本格実施予定。地域のための活動や市民交流を活発化させることが目的。市民がボランティア活動や環境イベント、清掃活動等に参加するとポイントが交付される。ポイントは、動物園の年間パスポート、市指定のゴミ袋等に交換。ポイントは、札幌市営交通のICカード「SAPICA」(30万枚発行)に付与。参加者3千人。
福井県 (地域福祉課)	「福縁ボランティアポイント制度」	2007年開始。県知事の政策方針にボランティア活動の活性化とポイント制度の導入が謳われた。ボランティア活動をしている人やこれからボランティア活動を始める人にボランティアカードを配布。活動1回(1日)1ポイントを付与。10ポイントで活動証明書(施設入場券)1枚と交換、県の文化施設の入場券や協賛企業(約30社)の独自のサービスを受けられる。2011年度の活動証明書発行は550枚。

(資料) 付表 1~5は、各地方自治体のホームページ、電話によるヒヤリングによる。

ご参考

「産業レポート」のバックナンバー

調査情報誌	産業レポート
関東つくば銀行 調査情報	茨城県における「農商工連携」の可能性について
2009年10月号 No.24	和郷園にみる革新的農業経営
関東つくば銀行 調査情報	茨城マグネシウムプロジェクトの成果と今後の課題
2010年1月号 No.25	新たな地場産業の生成:ひたちなか地区のほしいも産業
筑波銀行 調査情報	茨城らしい観光振興への取組み —笠間市の地域密着型ニューツーリズム—
2010年4月号 No.26	ローカルエネルギーシステム再考
筑波銀行 調査情報 2010年6月号 No.27	つくば発ベンチャー企業の現状と課題 茨城県内の元気な商店街とその成功要因 一つくば市北条商店街と常陸太田市鯨ヶ丘商店街の事例—
筑波銀行 調査情報	茨城県の石材地場産業の現状と課題
2010年9月号 No.28	山形カロッツェリア研究会にみる地場産業産地の革新
筑波銀行 調査情報 2011年1月号 No.29	関東二大陶磁器産地の特性比較 一笠間焼産地と益子焼産地一 茨城県内企業の中国進出の現状と課題 一上海進出企業向けアンケート調査を中心に一
筑波銀行 調査情報 2011年3月号 No.30	結城紬産地の現状と課題
筑波銀行 調査情報	東日本大震災の特徴と復興に向けて 一茨城県との係りを中心に一
2011年7月号 No.31	つくば発グリーンイノベーション 一微細藻類エネルギー革命一
筑波銀行 調査情報 2011年10月号 No.32	茨城農業の特徴と革新への取組
筑波銀行 調査情報 2012年1月号 No.33	茨城・栃木における地域ブランド力向上に向けた取り組み
筑波銀行 調査情報 2012年4月号 No.34	清酒製造業の現況と老舗企業の革新への取組み―茨城・栃木両県を中心に―
筑波銀行 調査情報 2012年7月号 No.35	日立・ひたちなか地域の「ものづくり」中小企業の特徴とサバイバル戦略の方向性 東日本大震災被災地における新たな「まちづくり」の息吹き 一宮城県南三陸町の事例を中心に—
筑波銀行 調査情報	再生可能エネルギーの可能性と利用拡大に向けた取り組み
2012年10月号 No.36	一茨城県における取組み事例を中心に—
筑波銀行 調査情報	茨城における新時代対応型中小企業
2013年1月号 No.37	一経営革新への取組み事例(その1)一
筑波銀行 調査情報	首都圏近郊の賑わいある「まちづくり」の取組み
2013年4月号 No.38	一柏市における「まちづくり」の特徴と仕掛け人たち一

調査情報 No.39

2013年7月 発行

発行 筑波総研株式会社 〒305-0032 茨城県つくば市竹園1丁目7番 電話 029 (829) 7560